

IV

ごみ処理事業

IV ごみ処理事業

1. 令和4年度ごみの排出状況

函館市では、平成14年度から「家庭ごみ処理の有料化」および「プラスチック容器包装の分別収集」などの施策を実施しており、以前と比べるとごみ排出量は大幅に減量化されている。

また、平成17年度から廃プラスチック、繊維類、ゴム、皮革類を「燃やせるごみ」としたことにより、「燃やせないごみ」の排出量が大きく減少し、埋立処分量も大きく減少した。

令和4年度においては、コロナ禍からの経済活動の回復等の影響により、事業系ごみが増加した一方、家庭系ごみは大幅に減少し、集団資源回収を除く総排出量は前年度と比べ約2%減少した。

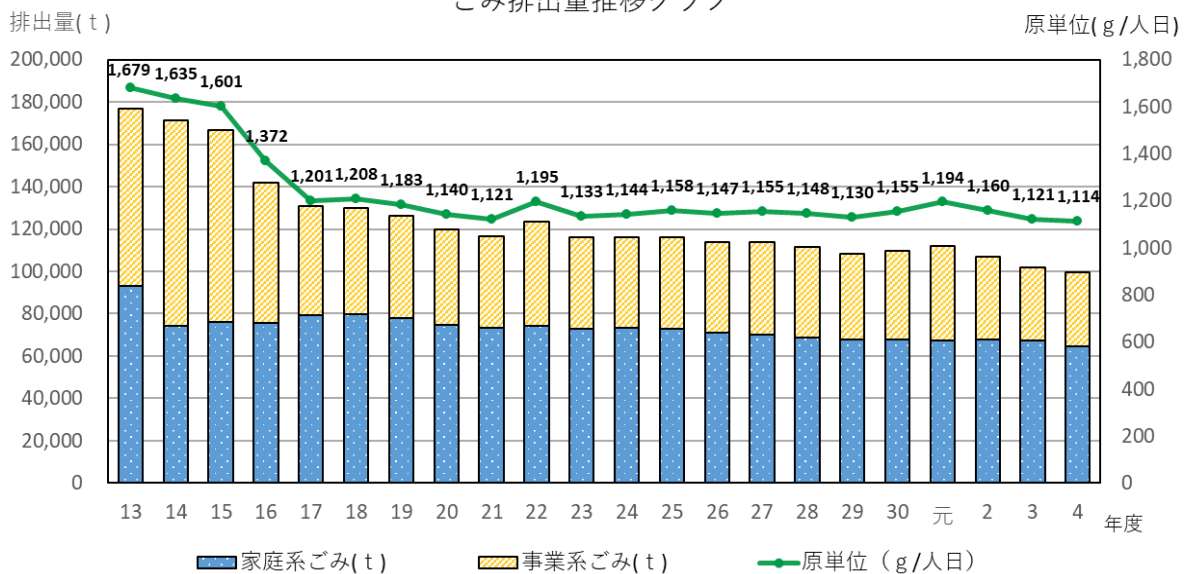
市民1人1日あたりのごみ排出量（原単位）は、前年より7g減少し1,114gとなったほか、家庭系の原単位も前年より20g減少し720gとなった。

【令和4年度一般廃棄物排出量内訳】

区 分				(単位：t)
	家庭系ごみ	事業系ごみ	総排出量	原単位 (g/人日)
燃やせるごみ	43,534	32,214	75,748	-
燃やせないごみ	6,883	1,810	8,693	-
缶・びん・ペットボトル	4,220	939	5,159	-
プラスチック容器包装	2,737	13	2,750	-
その他	677	0	677	-
小 計	58,051	34,976	93,027	-
集団資源回収	6,387	0	6,387	-
し尿し渣・下水道し渣	0	269	269	-
合 計	64,438	35,245	99,683	1,114 ※(720)

※()内は家庭系原単位

ごみ排出量推移グラフ



2. 令和4年度ごみ排出量各種区分別割合

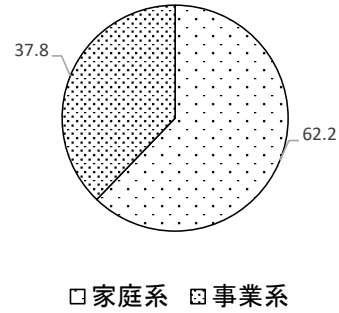
※集団資源回収を除く

家庭系・事業系別

(単位：%, t)

区分	割合	排出量
家庭系	62.2	58,051
事業系	37.8	35,245
計	100	93,296

家庭系・事業系別排出割合(%)

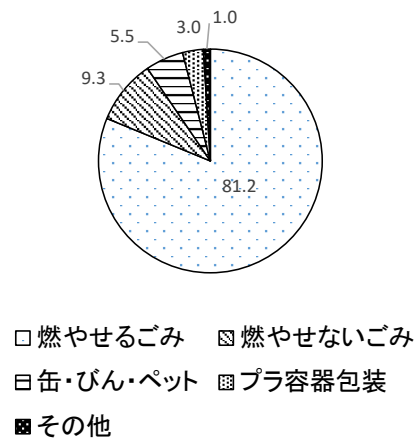


ごみ種類別

(単位：%, t)

区分	割合	排出量
燃やせるごみ	81.2	75,748
燃やせないごみ	9.3	8,693
缶・びん・ペット	5.5	5,159
プラ容器包装	3.0	2,750
その他	1.0	946
計	100	93,296

ごみ種類別排出割合(%)



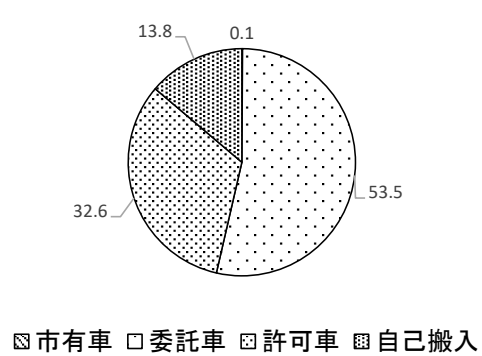
収集方法別

(単位：%, t)

区分	割合	排出量
市有車	0.1	37
委託車	53.5	49,927
許可車	32.6	30,431
自己搬入	13.8	12,901
計	100	93,296

※市有車、委託車は、市の直営収集。

収集方法別割合(%)

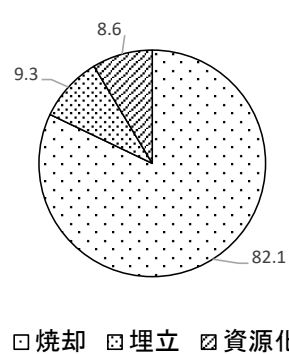


処分方法別

(単位：%, t)

区分	割合	排出量
焼却	82.1	76,583
埋立	9.3	8,637
資源化	8.6	8,076
計	100	93,296

処分方法別割合(%)



3. 年度別ごみ処理実績

(単位：t)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
行政区域内 世帯・人口(※1)	世帯数(世帯)	142,206	141,743	140,931	140,393	
	人口(人)	256,178	252,647	248,856	245,213	
排出内訳	直営収集 (※2,3)	燃やせるごみ	42,427	42,088	41,138	39,816
		燃やせないごみ	2,707	2,900	2,648	2,530
		缶・びん・ペットボトル	4,363	4,461	4,286	4,204
		プラスチック容器包装	2,740	2,789	2,766	2,737
		粗大ごみ	683	693	669	555
		雑ごみ	228	142	118	122
		小計	53,148	53,073	51,625	49,964
	許可業者	燃やせるごみ	31,447	27,802	27,581	27,966
		燃やせないごみ	6,124	5,715	1,470	1,538
		缶・びん・ペットボトル	1,071	799	800	915
		プラスチック容器包装	12	12	12	12
		小計	38,654	34,328	29,863	30,431
	自己搬入	燃やせるごみ	7,930	8,230	8,521	8,235
		燃やせないごみ	4,954	4,705	5,290	4,625
		缶・びん・ペットボトル	59	49	42	40
		プラスチック容器包装	1	1	1	1
		小計	12,944	12,985	13,854	12,901
集団資源回収		7,210	6,548	6,465	6,387	
計		111,956	106,934	101,807	99,683	
うち家庭系ごみ(※4)		67,391	67,781	67,228	64,438	
うち事業系ごみ		44,565	39,153	34,579	35,245	
産業廃棄物		427	381	403	403	
合 計		112,383	107,315	102,210	100,086	
処理内訳	焼 却 処 理	82,819	79,120	78,223	76,884	
	埋 立 処 分	13,989	13,402	9,445	8,739	
	資 源 化	15,575	14,793	14,542	14,463	
	計	112,383	107,315	102,210	100,086	
	焼却残さ(清掃工場からの焼却灰等)	10,882	10,223	9,809	9,470	
	合 計	123,265	117,538	112,019	109,556	
原単位(1人1日当たり排出量 g/人日) (※5)		1,194	1,160	1,121	1,114	
家庭系原単位(1人1日当たり排出量 g/人日) (※6)		719	735	740	720	
リサイクル率(%)		14.6	14.5	15.0	15.3	
最終処分量		23,991	22,822	18,401	17,239	

※1 世帯・人口は、毎年9月末時点。

※2 直営収集とは、市有車による収集と市の委託収集を合わせたもの。

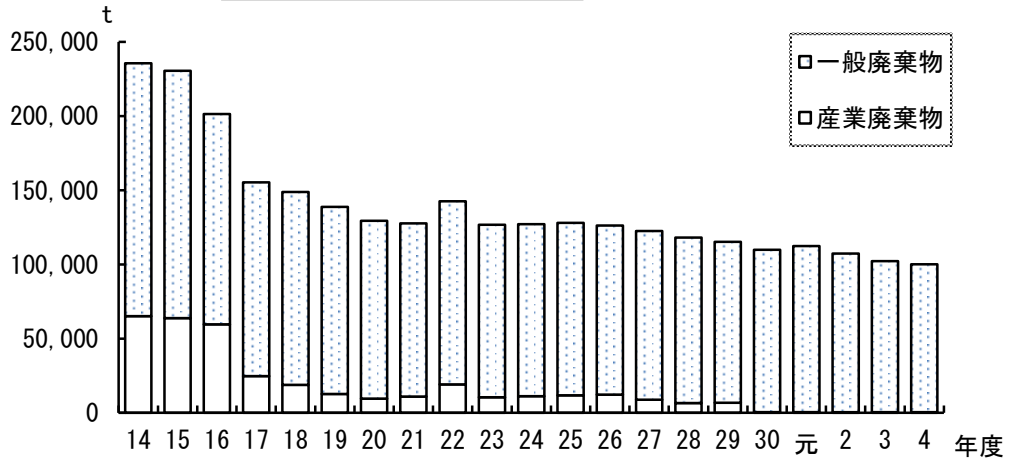
※3 直営収集の「燃やせるごみ」および「燃やせないごみ」に東部4支所管内事業系ごみを含む。

※4 家庭系ごみには、集団資源回収分を含む。

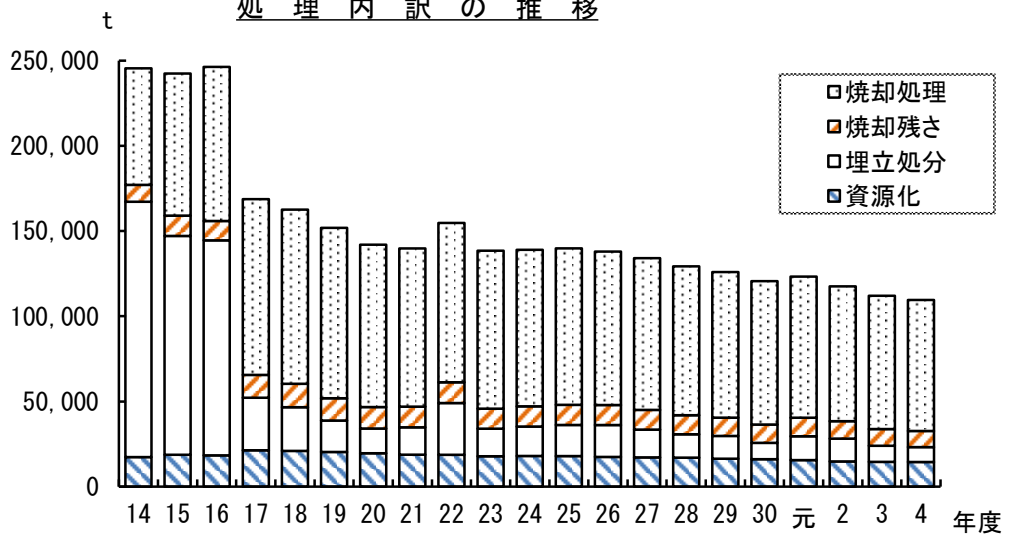
※5 原単位(1人1日あたり排出量) = 一般廃棄物排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

※6 家庭系原単位(1人1日あたり排出量) = 家庭系ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

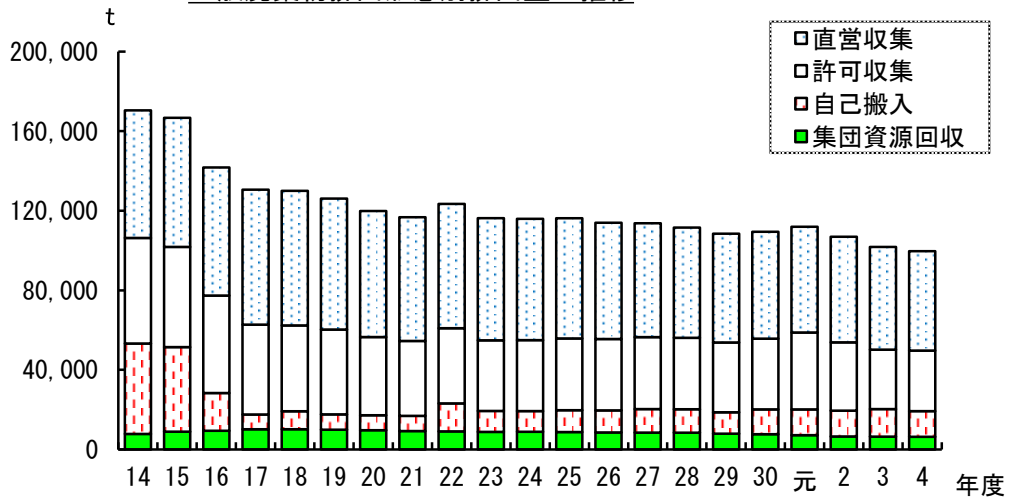
廃棄物処理量の推移



処理内訳の推移



一般廃棄物排出形態別排出量の推移



4. 使用済み乾電池処理状況

(各年度3月31日現在)

生活環境保全の趣旨から、昭和59年度から市が町会、学校、公共施設等に回収箱を設置し、使用済み乾電池の分別収集を開始した。

(1) 回収量 51.84トン（令和4年度）

(2) 回収回数 年4回程度
 ア 収集箇所 231箇所（町会・学校等）
 イ 収集方法 市が計画的に巡回して収集

(3) 処理方法

市が回収した使用済み乾電池は、環境部海岸車庫に一時保管し、北見市の野村興産(株)イトムカ鋳業所に処理を委託する。

ア 令和4年度処理量 130.00トン
 イ 処理委託料 14,907,124円

年度	回収量(t)	処理量(t)	保管量(t)
59～18	520.94	413.52	107.42
19	75.15	60.00	122.57
20	59.40	60.00	121.97
21	62.25	60.00	124.22
22	59.40	60.00	123.62
23	64.20	60.00	127.82
24	55.80	60.00	123.62
25	63.04	50.00	136.66
26	54.40	50.00	141.06
27	50.88	50.00	141.94
28	54.72	50.00	146.66
29	53.76	50.00	150.42
30	51.84	50.00	152.26
元	51.84	50.00	154.10
2	52.16	50.00	156.26
3	52.48	50.00	158.74
4	51.84	130.00	80.58
計	1,434.10	1,353.52	—

5. 適正排出指導等の推進

(1) 排出方法などに係る調査・指導件数（令和4年度実績）（単位：件）

事由 月	一般住宅 （※1）	集合住宅 （※1）	事業所 （※1）	その他 （道路・公用地・民有地等）	計	出前講座 （※2）
4	20	5	1	1	27	0
5	22	8	2	5	37	1
6	31	10	1	5	47	2
7	19	6	1	2	28	0
8	13	8	2	5	28	0
9	20	4	3	5	32	0
10	12	2	2	2	18	1
11	24	4	3	3	34	0
12	22	5	1	1	29	1
1	14	5	1	2	22	0
2	5	6	0	3	14	1
3	15	12	2	2	31	0
計	217	75	19	36	347	6

※1) 一般住宅居住者、事業者および集合住宅居住者・管理者等に対し、一般廃棄物の適正な分別・排出の指導等を行っている。

※2) 家庭ごみの分別・リサイクルをテーマとした出前講座を随時受付している。

(2) 不法投棄防止対策

廃棄物の不法投棄に対し監視、指導を行うため、会計年度任用職員4名（2班体制）を配置し、早朝から夜間までパトロールを行っている。

また、平成14年度から監視カメラを設置し、不法投棄の抑止を図るとともに原因者の究明を強化し、早期原状回復の指導等を行っている。

(3) 不法焼却防止対策

廃棄物の焼却は、不法投棄同様、法により禁止されている行為であり、原因者に対し焼却処理基準に基づく説明を行うなど、廃棄物を適正に処理するよう指導等を行っている。

6. 家庭ごみの分け方・出し方

地域ごとに路線と収集日を決め、「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「プラスチック容器包装」・「缶・びん・ペットボトル」の4分別で収集しています。ごみは、収集日の午前8時30分（東部4地域は午前8時）までに出してください。分け方と出し方は次のとおりです。

有料
燃やせるごみ

袋に入れない大きな物は

80円

ごみ処理券は出すものに直接貼ってください

- プラスチック製品(50cm未満)・皮革・ゴム類など
金具はできるだけ取り除く
- 木・枝・板きれ
太さ又は厚さは10cm未満、長さ50cm未満に切って束ねる
- 布
●衣類
素材にかかわらずすべて
- ふとん
1枚ごとにしばってごみ処理券を貼る
- 生ごみ(貝殻を含む) 十分に水を切る
- 食用油 紙・布などに浸すか、凝固剤で固めて
- 草・葉 土を落とし、乾燥させて指定ごみ袋に
- ペット用トイレ砂など
- 紙オムツ 汚物はトイレへ流してから
- 紙くず

※袋が破れないように、片手で持てる程度の重さにして出してください。

有料
燃やせないごみ

袋に入れない大きな物は

80円

ごみ処理券は出すものに直接貼ってください

- 金属・ガラス類など
- ポータブルストーブ
灯油を完全に抜き、電池をはずす
- じゅうたん(6畳未満)
1辺を50cm未満に切断した場合は「燃やせるごみ」へ
- カセット式ガスボンベスプレー缶
必ず中身は出し切り、出来るだけ他の「燃やせないごみ」と区別して出してください
- 家庭園芸や庭掃除などの土・砂・石
袋が破れない程度に少量ずつ

●50cm以上のプラスチック製品
●20cmを超える缶

ご注意ください

収集できません

ダンボール箱や透明袋(指定ごみ袋以外)に「ごみ処理券」を貼って、ごみを出すことはできません。

無料
プラスチック容器包装

袋に入れる

★中身を取り除く
★軽くすすぐ
★ふたは必ずはずす

このマークのついているもの
※汚れの落ちないものは「燃やせるごみ」へ

- チューブ類
- ネット
- トレイ・パック・カップ類
- アルミとの複合素材
- 発泡スチロール
- ポリ袋・ラップ類
- プラボトル・ふた

無料
缶・びん・ペットボトル

袋に入れる

★中身を取り除きすすぐ
★びん・ペットボトルのふたは必ずはずす
★ペットボトルのラベルをはがす

- 缶
20cm以下のもの
- びん
- ペットボトル
マークのあるボトル
PET

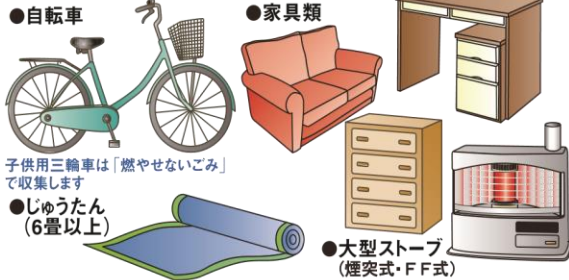
・紙製のふた・コルク栓は「燃やせるごみ」へ
 ・金属製のふたは「燃やせないごみ」へ
 ・プラスチック製のふたやラベルは「プラスチック容器包装」へ

有料 粗大ごみ

- 申し込み制
1 電話で申し込む
2 指定されたごみ処理券を貼る
3 指定された収集日に出す

申し込み先 ■ 環境部清掃事業課 ☎ 51-5163

重量がおおむね10kg以上100kg以下のもの、辺または径がおおむね2m以下のものが対象です。



カセット式ガスボンベ・スプレー缶の出し方について!!

カセット式ガスボンベ・スプレー缶は中身(ガス)を出し切って、燃やせないごみでお出しください。

残っているガスへの引火により、収集車の火災等が考えられます



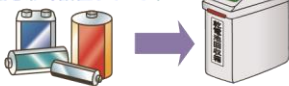
よろしく
お願いしま〜す!



ごみ収集車等火災現場の写真

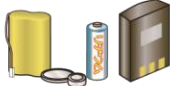
無料 乾電池

- マンガン電池・アルカリ電池
町会館・各支所などに、回収箱を常時設置しています



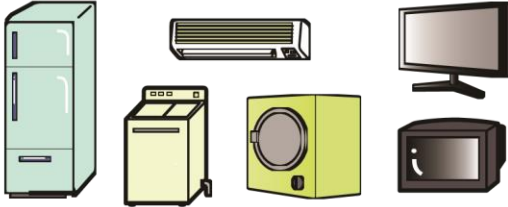
収集しない電池

- ボタン・コイン電池
ニッケル水素電池
リチウムイオン電池
小型バッテリーなど
回収箱のある販売店へ



市で収集しないごみ(家電4品目)

- テレビ・エアコン・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機(衣類乾燥機)



- ・カーナビ・車載用テレビや携帯式液晶テレビなどを除く。

処理方法

- 購入したお店、または新たに購入するお店に引き取りを依頼する
 - 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する
・函館清掃事業協同組合(☎54-3565)が紹介します。
 - 自分で持ち込む
 - 指定引取場所に持ち込む場合
(事前に郵便局で再商品化料金の振り込みが必要)
・㈱馬場本商店 西桔梗町855-2 ☎49-6668
・日本通運(株) 万代町18-12 ☎43-7772
 - 中間処理施設に持ち込む場合
・㈱クロダリサイクル 西桔梗町246-27 ☎49-8880
(全メーカーの家電品取り扱い)
・㈱馬場本商店 西桔梗町112-2 ☎49-6668
(再生利用できない家電品に限る)
- 引越しや大掃除などで多量に出たごみは、収集できません。一度に出す場合は、自分で処理施設に持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼してください。

市で収集しないごみ(パソコン・適正処理困難物等)

■パソコン・ワープロ



- 各メーカーに問い合わせる。(パソコンのみ)
- 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する
・函館清掃事業協同組合(☎54-3565)が紹介します。
- 中間処理施設に持ち込む場合
・㈱クロダリサイクル
西桔梗町246-27 ☎49-8880

■90リットル以上の灯油タンク・電子レンジ・オーブンレンジ



- 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する
・函館清掃事業協同組合(☎54-3565)が紹介します。
- 自分で持ち込む
・㈱クロダリサイクル
西桔梗町246-27 ☎49-8880
・㈱馬場本商店
西桔梗町112-2 ☎49-6668

■適正な処理が困難なもの(タイヤ・バッテリー・消火器など)



- 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する
・函館清掃事業協同組合(☎54-3565)が紹介します。
- ガソリンスタンド・自動車整備工場
・カー用品店などへ問い合わせる。



事業所から出るごみは、市では収集しません。事業所で分別し、直接中間処理施設に持ち込むか、許可業者に収集・運搬を依頼してください。

7. 小型家電リサイクル

無 料

小型家電リサイクル

小型家電リサイクルに関するお問合せは…

環境推進課 ☎85-8238

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電に含まれる有用金属をリサイクルするため、市内の公共施設等22か所に回収ボックスを設置し、家庭で不用になった小型家電を無料で回収しています。回収ボックス上部にある投入口から入れてください。

回収対象

投入口(30cm×30cm)に入る大きさのもの、奥行50cm未満のもの(ACアダプタやリモコンなどの附属品も対象です)

【回収対象品目の一例】



電気かみそり



電気アイロン



ヘアドライヤー



ジャー炊飯器



デジタルカメラ



デジタル
オーディオプレーヤー



ゲーム機



携帯電話・PHS

回収対象外

次のものは回収しません

- ・市で収集しないごみ(パソコン等)
- ・事業所で使われていたもの
- ・小型家電を分解したもの(部品、基板)
- ・小型家電を入れてきた袋や箱

回収ボックス設置施設(回収時間は各施設の開館時間内に限ります)

市役所本庁舎・各支所・環境部庁舎・七五郎沢廃棄物最終処分場・中央図書館
地域交流まちづくりセンター・総合福祉センター(あいよる21)・青年センター
桔梗福祉交流センター・神山児童館・山の手児童館・イオン湯川店・コープさっぽろ旭岡店
テーオーデパート・ポールスターショッピングセンター・マックスバリュ石川店

- ・電池は、必ず取り出してから入れてください。
- ・携帯電話などの個人情報情報は、必ず消去してから入れてください。
- ・一度回収ボックスに入れたものは、返却できません。
- ・回収ボックスの容量には限りがありますので、一度に大量に入れしないでください。
- ・小型家電は、これまでどおり「燃やせないごみ」として出すこともできます。



回収ボックス